

繰越税額控除限度超過額等に関する明細書

事業 年 度	・ ・	法人名
-----------	--------	-----

別表六(六)付表 平二十二・四・一以後終了事業年度分

前期試験研究費の額の計算に係る	当 該 事 業 年 度		前事業年度又は前連結事業年度		
	①		②		
試験研究費の額	1	円	円		
当該事業年度の月数 前事業年度の月数又は 前連結事業年度の月数	2	—			
改定試験研究費の額 (1)×(2)	3	円			
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算	事業年度又は 連結事業年度	区分	前期繰越額又は 当期税額控除限度額 4	当期控除可能額 5	翌期繰越額 (4)－(5) 6
	平 平	総額特別	円	円	
	平 平	総額特別			外 円
	計	総額特別			
	当 期 分	総額特別	別表六(六)「6」 別表六(六)「14」	別表六(六)「9」 別表六(六)「16」	外 外
	合 計	総額特別			
	平成21年度分繰越税額控除限度超過額の計算	事業年度又は 連結事業年度	区分	前期繰越額又は 当期税額控除限度額 7	当期控除可能額 8
平 平	総額特別	円	円	外 円	
平 平	総額特別			外	
計	総額特別				
当 期 分	総額特別	別表六(六)「6」 別表六(六)「14」	別表六(六)「9」 別表六(六)「16」	外 外	
合 計	総額特別				
額 等 の 計 算	事業年度又は 連結事業年度	区分	前期繰越額又は 当期税額控除限度額 10	当期控除可能額 11	翌期繰越額 (10)－(11) 12
	平 平	総額特別	円	円	外 円
	平 平	総額特別			外
	計	総額特別			
	当 期 分	総額特別	別表六(六)「6」 別表六(六)「14」	別表六(六)「9」 別表六(六)「16」	外 外
	合 計	総額特別			

## 別表六（六）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第1項、第2項又は第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）（同法第42条の4の2第1項又は第2項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
  - (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度 「平成21年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
  - (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度 「平成22年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
  - (3) 平成23年4月1日以後に開始する各事業年度 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
- 2 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄、「平成21年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄及び「平成22年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次により記載します。
  - (1) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度 「平成21年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
  - (2) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する各事業年度 「平成22年度分繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
  - (3) 平成23年4月1日以後に開始する各事業年度 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「当期分」の各欄にのみ記載します。
- 3 「翌期繰越額6」、「9」、「12」の各欄の外書には、措置法第42条の11（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十四)の「法人税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。